

第 1 章 総 論

I 計画策定の背景と趣旨

今、我が国は、人生 100 年時代を迎えようとしており、また、人工知能やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進む社会の大転換を迎えています。そのような中、国では、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すため、平成 30 年 6 月に、第 3 期教育振興基本計画を策定しました。

教育振興基本計画策定の背景のひとつに、平成 27 年 4 月 1 日の新しい地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行があり、地方教育行政における責任の明確化、首長と教育委員会の連携強化などを図るとともに総合教育会議の設置や教育行政の総合的な施策の目標・方針となる大綱の策定などが義務づけられております。

また、福島県教育委員会では、平成 22 年 3 月に策定した第 6 次福島県総合教育計画を、平成 25 年 3 月に改定して、震災等からの復興・再生に向けていろいろな施策を展開しているところです。現在は、策定が進められている県総合計画の状況を踏まえて、第 7 次総合教育計画を策定しているところです。

本町においては、平成 23 年 3 月に、教育施策の指針となる「会津美里町教育振興基本計画」（平成 23 年度～平成 27 年度の 5 年間）を策定し、「子ども教育の充実」、「生涯学習の推進」、「生涯スポーツの推進」、「文化財の保護・活用と地域文化の継承」の 4 つの基本施策からなる様々な教育施策を推進してまいりました。

さらに、平成 28 年 3 月に、第 2 期会津美里町教育振興基本計画（平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間）を策定し、第 1 期計画の基本施策を概ね引き継ぎながら「子ども教育の充実」、「生涯学習の充実」、「生涯スポーツの充実」、「地域文化の振興」の 4 つの基本施策のもと各施策ごとに指標を設定し、この数値の改善を目指して施策を展開してまいりました。

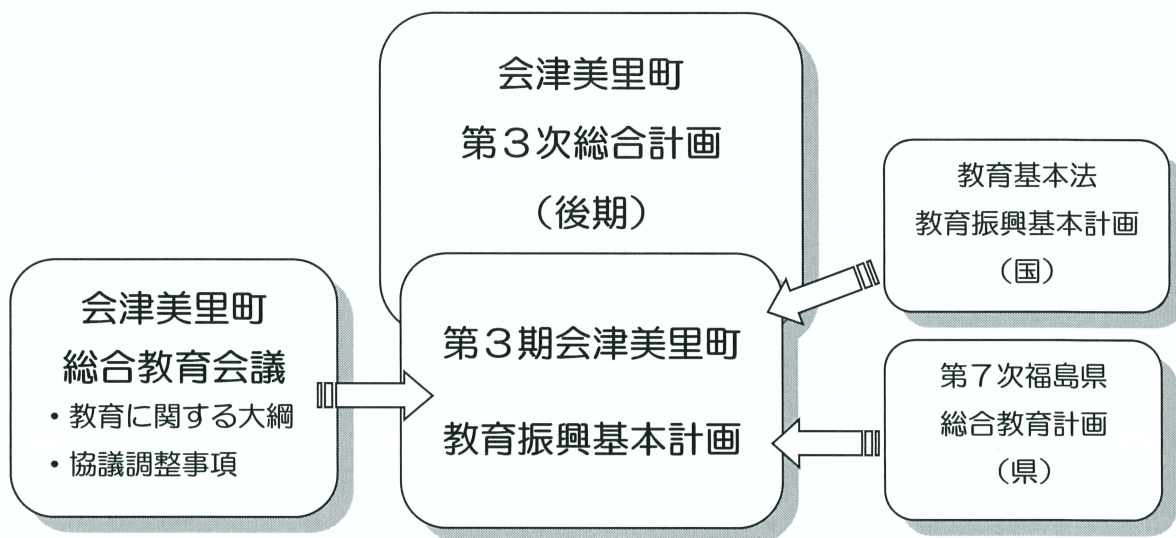
このような中、町では「第 3 次総合計画（前期）」（平成 28 年度～令和 2 年度）の反省点を踏まえながら、「第 3 次総合計画（後期）」（令和 3 年度～令和 7 年度）を策定し、課題解決に向けた戦略的な取組と更なる効果的かつ透明性の高い行政経営への取組を令和 3 年度から実施することとしています。

この第 3 期教育振興基本計画は、町の「第 3 次総合計画（後期）」の個別計画として、本町を取り巻く社会情勢や教育の状況の変化を踏まえ、第 2 期計画 5 年間の成果と課題を浮き彫りにし、より一層各種施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後 5 年間の教育施策の新たな指針として策定するものです。

Ⅱ 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき本町における「教育の振興のための基本的な計画」として策定するものです。

また、「会津美里町第3次総合計画（後期）」を上位計画として整合性を図り、さらに国が策定している「教育振興基本計画」や「第7次福島県総合教育計画」などを参酌して、本町教育行政が進むべき方向性とその実現のために必要な施策を明らかにするものです。



Ⅲ 計画期間

本計画の計画期間は、「会津美里町第3次総合計画（後期）」に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

教育基本法（平成 18 年 12 月改定）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。